3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十六年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

新潟県曽地南地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三号（菊尾地すべり防止区域標柱四号（平成九年六月十八日農林水産省告示第九百六十三号）までを順次結んだ線、標柱三号から菊尾地すべり防止区域の境界線に沿って標柱四号（菊尾地すべり防止区域標柱二号）に至る線、標柱四号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県柏崎市大字曽地

字大日	三五四九番　標柱一号
	三五五六番　標柱二号
	三七三一番　標柱三号
字一杯水	二四四五番　標柱四号
字稲場	二八二〇番　標柱五号
	二八五七番　標柱六号
字小田ノ入	三四三九番一　標柱七号
	三三五〇番　標柱八号
	三四三三番二　標柱九号
	三四七二番一　標柱十号
字大日	三四八七番一　標柱十一号
	三四八六番二　標柱十二号
	三五一三番　標柱十三号

○農林水産省告示第八十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十六年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

北海道班渓神社地先地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

北海道芦別市常磐町

五八〇番地先河川敷地	標柱一号
	標柱二号
五七五番	標柱三号
	標柱四号
	標柱五号
五七八番六	標柱六号
	標柱七号
五八〇番	標柱八号
	標柱九号
五八〇番地先河川敷地	標柱十号

○農林水産省告示第八十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十六年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

静岡県代古根地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

静岡県浜松市天竜区春野町大字堀之内

字南一九二七番二	標柱一号
字上ノ山一九一六番三	標柱二号
一九一六番二	標柱三号
字麦代一八八三番	標柱四号
字上ノ山二九一七番	標柱五号
字南一九四〇番一	標柱六号
一九三七番二	標柱七号
一九二八番一	標柱八号

○農林水産省告示第八十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十六年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

長崎県川内谷地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

長崎県北松浦郡佐々町

大茂免字土善谷八五番一	標柱一号
古川免字川内谷五五二番	標柱二号
五二七番一	標柱三号
五四五番一	標柱四号
	標柱五号
五五〇番一	標柱六号
大茂免字土善谷八六番一	標柱七号
八五番一	標柱八号
	標柱九号

○国土交通省告示第四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梅沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県上高井郡高山村大字高井

字月生	六六七一番
	六六七二番イ
	六六七三番
	六六七四番一
	六六七四番三及び六六七四番四
	六六七五番から六六八〇番まで
	六六八二番及び六六八三番

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県須坂市大字八町

字蛇塚	一四八九番
	一四九三番イ及び一四九三番ロ
	一四九四番イ
	一四九五番イ
	一四九六番イ及び一四九六番ロ
	一四九七番イ及び一四九七番ロ
	一五〇四番及び一五〇五番
	一五〇九番から一五一三番まで
	一五一七番
	一五四二番

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千草川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡麻績村日

字千草沢	六〇八番イの一　一号
	五八四番　六号
字小丸山	一七九二番イ　二号
	一七九二番ロ　三号
字平林	六〇〇番　四号
字蛇抜	五八八番　五号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢入沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第千八百五十四号で指定した戸谷川及び小滝ヶ沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県伊那市西箕輪

四三〇四番	一号
四三〇八番	二号及び三号
四三〇七番	四号
四三〇五番	五号から十号まで、十三号及び十四号
四三一一番	十一号
四三一三番一	十二号
四三一〇番二	十五号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百三十三号で指定した同号四八に掲げる土地の区域を除く。）

長野県下伊那郡天龍村神原

五一一九番一	一号及び二号
五一二一番一	三号
五一二四番	四号
五一四二番一	五号及び六号